

保護者・地域の皆様

学校における働き方改革の推進にあたって

保護者、ご家族、地域の皆様におかれましては、日頃から本市の学校教育にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、教員の長時間勤務の実態が依然として深刻化していることを受けて、文部科学省等から学校現場における働き方改革の推進が提唱されています。本市においても、この度、更なる教育の向上を目指し、宮城県の方針に基づき「大崎市立小・中・義務教育学校教職員の働き方改革に関する取組方針」(※1)を改定いたしました。目標達成の具体策として以下のとおり3つの重点方針を大きな柱としております。

今後も、学校業務の精選と改善を通して、教員が学ぶ時間を確保し、自らの授業を磨くことで教育の質の向上を図るとともに、子供たち一人一人と向き合い、より良い教育を行うことができる環境づくりを推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<大崎市の学校における働き方改革の重点方針>

1 「持続可能な学校運営体制の整備」

- ・令和7年度より統合型校務支援システムの導入
- ・ICTを活用した学校業務の効率化の推進(電子化・ペーパーレス化)
- ・メール機能の活用及び配付文書の簡略化(ペーパーレス化)
- ・緊急時以外の電話対応時間の設定
- ・学校・保護者・地域住民等との更なる連携(地域全体で子供たちの成長を支える)

2 「『チーム学校』としての協働体制の構築」

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフによる支援体制の充実
- ・学校状況を踏まえた教育支援員・図書館支援員等の配置
- ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の導入(令和7年度は三本木地区をモデル地区として設置)

3 「子供と向き合う時間確保と教育の質の向上」

- ・校内行事の精選・見直しによる行事の効率化
- ・校内の業務の見直し・改善(会議の精選、会議時間の短縮、類似業務の統廃合の促進等)
- ・授業の質を高めるための授業準備
- ・教育相談の充実
- ・定時退勤日の設定(1週間のうち平日1日以上は、部活動休養日などと併せて設定し、定時退勤を呼び掛ける)
- ・学校閉庁日の設定(夏季休業日に3日以上、冬季休業日に2日以上設定し、この期間の部活動指導、課外授業、会議等学校業務を原則行わない)

※1 「大崎市立小・中・義務教育学校教職員の働き方改革に関する取組方針」

につきましては、右記二次元コードより確認いただけます。

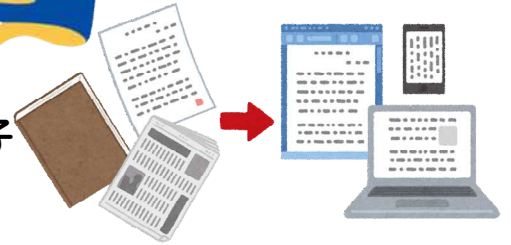


学校における働き方改革の推進にあたって

教職員が今まで以上に学ぶ時間を確保し、自らの授業を磨くことで教育の質の向上を図るとともに、子供たちや保護者一人一人と向き合い、より良い教育を行うことができる環境づくりを推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 持続可能な学校運営体制の整備

- ✓ 次世代型校務支援システムの導入
- ✓ ICTを活用した学校業務の効率化の推進（電子化・ペーパーレス化）
- ✓ 配付文書の簡略化（ペーパーレス化）
- ✓ 緊急時以外の電話対応時間の設定



2 『チーム学校』としての協働体制の構築



- ✓ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフによる支援体制の充実
- ✓ 学校状況を踏まえた教育支援員・図書館支援員の配置

3 子供と向き合う時間確保と教育の質の向上

- ✓ 校内行事の精選・見直しによる行事の効率化
- ✓ 授業の質を高めるための授業準備
- ✓ 教育相談の充実

